

## 市内周遊促進イベント実施業務委託仕様書

### 1 業務名

市内周遊促進イベント事業実施業務

### 2 業務目的

本業務では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための観光客の分散を図りながら、市内をめぐる周遊イベントを実施し、本市への滞在時間を増加させ、地域への観光消費を促進させることを目的とする。

### 3 業務内容

市内の名所、観光施設等を周遊し、観光消費を促進できる宝探し要素を含んだ、期間型の無料イベント（以下、「イベント」という。）を企画し実施する。

ただし、以下の項目の要件を満たすこと。

#### (1) 開催期間（予定）

令和4年9月までの間で1カ月間以上の期間とすること。

#### (2) イベントの企画及び運営

ア イベントのコンセプト及びテーマの設定は提案によること。

イ 幅広い年齢層に参加してもらうための工夫を行うこと。

ウ イベント参加目標人数を提案により設定すること。

エ 参加を促進するためのインセンティブとして、抽選によるプレゼント企画を実施すること。

#### (3) イベントの告知等

ア イベントを広く周知すること。

イ 業務には、イベントに関する問い合わせへの対応を含むこと。

#### (4) 賞品の手配・発送等

プレゼント企画の応募者の中から抽選を行い、30名以上の当選者を決定し、賞品の手配及び発送までの一切の業務を行うものとし、賞品は、主に本市にゆかりがあるもので、当選者数、抽選方法及び賞品の内容等を提案すること。

#### (5) アンケート調査の実施

次年度以降継続して開催するための参考となるよう、参加者の属性、イベントの満足度、宿泊の有無等の調査を行うこととし、調査方法は提案すること。

#### 4 業務期間

契約締結の日の翌日から令和4年11月30日（水）まで

#### 5 業務完了報告

業務完了後速やかに、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 実績報告書
- (2) その他業務実績内容の説明に必要なと思われる資料一式

#### 6 その他

- (1) 業務期間中及び業務期間の終了後において、上天草市が必要と認める場合は、受託者に対し、この業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類及びその他の物件を調査させることができる。
- (2) 業務の処理に当たり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、遅滞なく上天草市と協議し、これを解決する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、業務内容、業務期間等を変更する場合がある。